

## 第3章 人権施策の推進方向

県政のあらゆる分野の業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、県の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

### I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### II 相談・支援の推進

### III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、重点的に取り組むべき分野別人権課題として、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、HIV感染者\*等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮に加えて、性的指向\*・性自認\*についての施策を展開します。

なお、各部局は施策策定に当たっては、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことや県民の参画の機会を創設することも必要となっています。

## I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育\*

様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、次の4つの基本的な方針に基づき人権教育を推進します。

#### ○ 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

#### ○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

#### ○ 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進します。

#### ○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

### (1) 学校等における人権教育

#### 【現状と課題】

学校では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したりクラスで話し合ったりするなど発達段階に応じた取組を行い、自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図ってきました。

しかし、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題は引き続き発生しているほか、児童虐待\*の報告件数の増加や感染症に関し、新たな偏見や差別が見られており、適切な対応が求められています。

## 【施策の展開方向】

子供の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にすることを推進し、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・児童生徒の育成を目指します。

### ① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

家庭や地域社会と連携し、ボランティア活動、自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、児童生徒の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

幼稚園、保育所、認定こども園\*、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

### ② 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫・改善を図ります。

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

### ③ 教育相談体制の充実

生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

これまで、人権教育の指導者の養成を行うとともに、公民館等の社会教育施設等を中心とした学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会の提供により、地域の人々の人権意識の向上を図ってきました。

しかし、核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘され、育児や介護に悩みを抱える家庭の孤立、児童虐待、配偶者等へのDV\*、感染症に関する偏見や差別などの問題が顕在化しています。

様々な学習機会を通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めることはもちろんのこと、住民相互のつながり意識の醸成や住民同士の絆の強化が図れるような学習の場の提供や機会の充実が求められています。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者\*の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うには、地域社会において人権教育を先頭に立って実施していく指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

## 2 人権啓発\*

### (1) 県民全般に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

人権啓発については、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心に、テレビやラジオ、新聞などの広告媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページ・ソーシャルメディア\*による啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

2020（令和2）年10月に実施した人権に関する県民意識調査\*の結果によると、国民一人ひとりの人権尊重の意識が10年前より高くなっていると回答した人の割合が、2010（平成22）年度実施の同様の調査に比べて8.7ポイント増加し55.0%になるなど、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解をさらに深められるよう、ソーシャルメディアなど様々な媒体を活用し人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

#### 【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が県民に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

県民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用など工夫しながら啓発活動を推進します。

また、人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務や職場に応じた効果的に推進します。

#### ① 県民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会\*」や「人権尊重社会をめざす県民運動

推進協議会\*」に加え、複数の市町村による協議会などを活用し、積極的に啓発活動を実施します。

また、市町村、NPO、企業などが行う啓発活動に講師の派遣や啓発資料の提供などの支援をします。

さらに、より多くの県民に効果的な周知を図るため、ソーシャルメディアやマスメディアを積極的に活用するなど効率的な啓発活動を推進します。

## ② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められております。公正な採用や昇任、ハラスメントなどの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にされた組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等に対する啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、講師の派遣や啓発冊子の配布など情報提供に努めます。

## ③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療、保健、福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を働きかけていきます。

マスメディア関係者については、社会に対する影響が大きく、人権尊重の視点に立った紙面づくり、番組づくり等が必要であることから、職場において自主的で積極的な研修等の取組を促します。

## ④ NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

## (2) 県職員等に対する人権啓発

### 【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、これまで以上に人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分留意して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が必要です。

### 【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。また、各地域や職場で人権啓発のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

#### ① 行政職員

行政職員は、常に人権的配慮を念頭に置き、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

#### ② 教職員

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等の場面の指導力の向上を目指すとともに、指導者である教職員の人権意識を向上させるため、あらゆる人権に関する教育のための研修の充実を図ります。

#### ③ 警察職員

警察職員は、人権に配慮した公正で適切な職務の遂行が必要であることから、「職務倫理の基本」に基づく職務倫理教育の推進、適切な市民応接活動の強化など人権への配慮に重点をおいた教育訓練を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

#### ④ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバ

シーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の倫理教育の中で人権教育の内容を盛り込むなど、今後とも研修の充実を図ります。

⑤ 医療関係職員

医療関係職員の業務の遂行に当たっては、インフォームド・コンセントの徹底や自己決定の尊重、プライバシーへの配慮など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修を充実します。

⑥ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

## Ⅱ 相談・支援の推進

### 【現状と課題】

県では、行政に関する相談や県民生活に関する民事、家庭問題等についての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子供に関する相談をはじめ、障害のある人、高齢者、H I V感染者等の各種の福祉相談、外国人のための相談、犯罪被害者やその家族などに対する相談など個別的な課題ごとに相談機関を設置して対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子供、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに相談内容が複雑・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は法務局や人権擁護委員\*により実施され、また、N P O等の民間団体も大きな役割を担っています。国、県、市町村、N P O等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが重要です。

### 【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

女性への暴力、子供、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。

また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れたN P O等の民間団体と一層の連携を図っていきます。

#### ① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会、N P O等の人権に関する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、情報交換を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子供等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護機能と自立等の支援を充実します。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子供への権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障害のある人などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### Ⅲ 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

#### 【現状と課題】

県内各地で、県民、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV\*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連携による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる県民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人やLGBTQ\*などすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

#### 【施策の展開方向】

県民、NPO、企業などの地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、NPO、企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連携による取組を促進します。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、県民やNPO、企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、県民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。

性別、年齢、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

#### ① 人権尊重社会をめざす県民運動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会\*」を中心に、企業、団体、マスコミなど県内各種団体と連携・協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」の充実を図ります。

#### ② NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、NPO、企業など

との連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりNPOやボランティアなどの地域活動を促進します。

③ 多様な主体による地域社会づくりの促進

地域住民自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。